

# 本別消防庁舎移転新築実施設計業務 プロポーザル実施要領

令和 6 年 7 月  
本別町

## 1 実施要領の定義

本プロポーザル実施要領（以下、「本要領」という。）は、令和6年度に策定した「本別消防庁舎移転新築基本構想」（以下、「基本構想」という。）に基づき、本別町（以下、「本町」という。）が発注を予定する本別消防庁舎移転新築事業の実施設計に最も適した設計者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

本別消防庁舎移転新築実施設計業務（以下、「本業務」という。）

### (2) 本プロポーザルの実施者（発注者）

本別町長 佐々木 基裕

### (3) 本プロポーザルの事務局

本別町役場総務課 （本別消防署 警防担当）

所在地：〒089-3334 中川郡本別町北2丁目4番地1

電 話：0156-22-2007

F A X：0156-22-5693

e-mail：syobouk@town.honbetsu.hokkaido.jp

### (4) 業務内容

本業務は、主として以下の内容を想定する。

- ① 地質調査、用地測量及び実施設計（建築主体工事、電気設備工事（通信指令施設移設含む）、機械設備工事、その他これらに附帯する外構等）に関する業務
- ② 許認可事務等（開発行為申請、建築確認申請等）に関する業務
- ③ その他、各種申請及び届出に関する業務

### (5) 本プロポーザルの選考方式

公募型プロポーザル方式とする。

### (6) 履行期間

契約締結の日から、令和8年3月25日まで

### (7) 契約限度額

118,338千円以内（消費税込及び地方消費税を含む）

### (8) 業務実施上の留意点

本プロポーザルにより選定された技術提案の内容が、実際の業務にそのまま採用されるものではない。

## 3 事業計画の概要

### (1) 事業名称

本別消防庁舎移転新築事業

### (2) 建設予定地

- ① 所在地 中川郡本別町坂下町2番地1、2番地6
- ② 地域地区等

- ア 用途地域 指定なし
- イ 防火地域 制限区域 法 22 条区域
- ウ 区域区分 都市計画区域内（区域区分非設定）
- ③ 敷地面積 約 25,609 m<sup>2</sup>（容積率：200%、建蔽率：60%）
- ④ 前面道路 北東側：国道 274 号 北西側：町道 301 号
- ⑤ 地 勢 北西側から南東側へ向かいほぼ同じ傾斜度の上り勾配（高低差 2 ～ 3 m）の土地で、北東側国道及び北西側の町道よりも全体的に低い土地であり、その境界には明渠及び道路側溝を経て法面が形成されている。

### (3) 建築計画

- ① 延床面積 2,700 m<sup>2</sup>程度（訓練塔・防災資機材備蓄倉庫を含む）  
※求められる消防施設の機能および整備の詳細については、基本構想及び「本別消防庁舎各諸室想定機能」を参照すること。
- ② 主要構造・階数
  - ア 庁舎 鉄筋コンクリート造 2 階建てを基本とする。
  - イ 訓練塔 鉄骨造 3 階建てを基本とする。
  - ウ 防災資機材備蓄倉庫 鉄骨造 1 階建てを基本とする。

### (4) 事業スケジュール（予定）

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 設 計 業 務 | 令和 6 年 10 月 ～ 令和 8 年 3 月 |
| 用 地 造 成 | 令和 8 年 5 月 ～ 令和 9 年 3 月  |
| 建 設 工 事 | 令和 9 年 6 月 ～ 令和 11 年 3 月 |
| 供 用 開 始 | 令和 11 年度                 |
| 外 構 工 事 | 令和 10 年度～令和 11 年度        |

### (5) 建設工事費予定額

建設工事費※は、25 億円以内（消費税及び地方消費税を含む。）を予定する。なお、今後、物価変動、消費税率の改定等があった場合はその都度協議する。

※ 建設工事費は、建築主体工事、電気設備工事（通信指令施設移設含む）、機械設備工事及び外構工事とし、各種設計並びに調査業務費、庁用備品購入費及び工事監理業務費を含む。

## 4 本プロポーザルの参加資格

参加表明書等の提出者は、北海道内に本社（店）又は支社（店）（支社の場合においては契約権限の委任がされていること。）を置くもので、次に掲げる資格を満たしている単体企業とする。

### (1) 参加要件

- ① 平成 21 年 4 月以降に、新築又は改築の延べ面積 2,000 m<sup>2</sup>以上の消防庁舎の基本設計又は実施設計業務の履行実績を有していること。
- ② 本町の令和 5、6 年度競争入札参加資格者名簿に登録され、かつ、「建築設計」に登録されていること。

- ③ 本町の指名停止措置を受けていない者であること。
- ④ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条 1 項の規定に基づく 1 級建築士事務所の登録を受けていること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続きの開始がされていないこと。
- ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑧ 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

## (2) 業務実施上の要件

- ① 管理技術者※<sup>1</sup>は一級建築士であり、技術提案提出時点において建築士法第 22 条の 2 に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第 17 条の 37 第 1 項 1 一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。
- ② 管理技術者及び建築（総合）主任担当技術者※<sup>2</sup>は、技術提案の提出者の組織に所属していること。
- ③ 管理技術者及び建築（総合）主任担当技術者は、それぞれ 1 名であること、かつ兼任していないこと。

注：※1 「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書（平成 10 年 10 月 1 日建設省厚契発第 37 号）」第 16 条の定義による。

※2 「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。分担業務分野の分類は下表による。

| 分担業務分野   | 業務内容                                                            |
|----------|-----------------------------------------------------------------|
| 建 築（総 合） | 令和 6 年国土交通省告示 8 号における別添一、1 設計に関する標準業務、二実施設計に関する標準業務、ロ(1)表中(1)総合 |
| 建 築（構 造） | 同上一. ロ(1)表中(2)構造                                                |
| 電 気 設 備  | 同上一. ロ(1)表中(3)構造(i)                                             |
| 機 械 設 備  | 同上一. ロ(1)表中(3)構造(ii)(iii)(iv)                                   |

## 5 参加資格確認、審査等の方法

### (1) 参加資格確認

#### ① 参加資格の確認

ア 本プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、提出期限までに参加表明書及び必要書類（以下「参加表明書等」という。）を提出すること。

イ 事務局は、参加希望者から提出される参加表明書等を基に、参加希望者が参加資格を満たしているか否かを確認する。

#### ② 参加資格確認通知・技術提案書等の提出要請

本町は、事務局による確認の結果、参加資格を満たす者（以下、「資格適合者」という。）に対して、参加資格確認通知と評価要領を公表するとともに、技術提案書、必要書類（以下「技術提案書等」という。）の提出要請を電子メールにて通知する。

③ 参加資格不適合の通知

本町は、事務局による確認の結果、参加資格を満たさない者に対しては、参加が認められない理由を付し、その旨を書面で通知する。

**(2) 技術提案**

① 資格適合者の技術提案書等の提出

資格適合者は、提出期限までに技術提案書等を提出すること。

② 技術提案書等の確認

事務局は、技術提案の審査に先立ち、必要な資料等が全て提出されていることを確認し、所定の条件に基づき技術提案書等が作成されているかを確認する。

③ 技術提案書等の審査方法及び評価

本別消防庁舎移転新築実施設計業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）は技術提案書等についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、評価要領に基づき評価を行う。

**(3) 最優秀者及び優秀者の選定**

審査会は、技術提案書等を提出した資格適合者（以下、「参加者」という。）の中から、評価の合計点が最も高い参加者を最優秀者とし、次に評価の合計点が高い参加者を優秀者として選定する。

審査を行う際には参考見積額を評価の対象とはしないが、技術提案の評価の合計点が同点となった場合に、参考見積額を比較し参考見積金額が低い参加者を上位とする。

**(4) 失格事項**

参加者及び参加者と同一と判断される団体等が、次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

- ① 参加表明書の提出後、期限までに辞退届を提出せず、審査に必要な提出書類を提出しなかった場合
- ② 本プロポーザルの告示後、審査員に対し、直接、間接を問わず連絡を求めた場合
- ③ 参加者が、審査員及びその家族が主宰し、又は役員、顧問等として関係する組織に所属していることが判明した場合
- ④ 参加申込書等の提出日から契約締結までの間に社会的信用を失墜させる行為が判明した場合
- ⑤ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ⑦ 参加表明書又は技術提案書等を２点以上提出した場合
- ⑧ 参加者が所属する事務所から重複して参加したことが判明した場合
- ⑨ その他、本要領の定めに違反すると認められた場合

## 6 本プロポーザルのスケジュール

| 内 容                    | 日時等                    |
|------------------------|------------------------|
| 告示（本要領等の公表）            | 令和6年 7月 23日（火）         |
| 質問提出期限                 | 令和6年 7月 29日（月）午後5時まで   |
| 質問に対する回答               | 令和6年 8月 5日（月）～8月 7日（水） |
| 参加表明書の提出期限             | 令和6年 8月 8日（木）午後5時まで    |
| 参加資格確認通知<br>技術提案書等提出要請 | 令和6年 8月 9日（金）          |
| 技術提案書等の提出期限            | 令和6年 9月 12日（木）午後5時まで   |
| 技術提案審査                 | 令和6年 9月 26日（木）         |
| 審査結果通知                 | 令和6年 10月 2日（水）         |
| 契約締結                   | 令和6年 10月上旬             |

## 7 本プロポーザルの参加手続等

### (1) 本要領等の交付

本プロポーザルに関する本要領等は以下に掲げるところによる。

#### ① 本要領等の名称

ア 本別消防庁舎移転新築実施設計業務プロポーザル実施要領

イ 本別消防庁舎移転新築実施設計業務プロポーザル提出書類作成要領（以下、「提出書類作成要領」という。）

ウ 本別消防庁舎移転新築実施設計業務プロポーザル様式集（以下、「様式集」という。）

エ 本別消防庁舎移転新築基本構想

オ 本別消防庁舎各諸室想定機能

カ 本別町都市計画図

※地籍図、航空写真、道路台帳図、上下水道管路図等の資料は技術提案書等の提出要請時に、資格適合者へ提供する。

#### ② 交付方法

本要領等は、本町ホームページから入手するものとする。

本町ホームページアドレス <https://www.town.honbetsu.hokkaido.jp>

なお、インターネットに起因するトラブルに関して事務局は一切責任を負わない。

### (2) 質問の受付及び回答

本プロポーザル実施に係る質問及び回答は、以下のとおり実施する。なお、質問及び回答は一括して取りまとめを行ったうえで、次のとおり回答する。ただし、質問の内容によって本プロポーザルによる設計者選定に公平性を保てない場合には、回答しないこととする。

#### ① 受付期間

告示から令和6年7月29日（月）午後5時00分までの間

② 提出先

上記 2(3)の本プロポーザルの事務局

③ 提出方法

上記 2(3)の事務局のメール宛に提出するものとし、持参、郵送及びファクシミリによる提出は受け付けない。質問者は、電子メール送信後、電話で受信確認を行うこと。

④ 提出書類

様式 1 質問書

⑤ 質問に対する回答方法

令和 6 年 8 月 5 日（月）から令和 6 年 8 月 7 日（水）の期間で本町のホームページ内に掲載する。なお、質問に対する回答は、本要領の追加又は修正とみなす。

(3) 参加表明書等の作成及び手続要領

① 作成に当たっての基本的条件

本要領、基本構想及び添付資料を熟読のうえ、本要領「4 本プロポーザルの参加資格」の要件を満たしていることを確認のうえ、参加表明書等を作成すること。

② 参加表明書等の提出

ア 提出期間

告示から令和 6 年 8 月 8 日（木）午後 5 時 00 分まで（必着）

イ 提出先

上記 2(3)の本プロポーザルの事務局

ウ 提出方法

持参又は郵送とする。

- ・持参の場合 土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分までの間に提出
- ・郵送の場合 封筒の表面に「本別消防庁舎プロポーザル関係書類在中」朱書きし、配達証明書付き書留郵便で送付（提出期限必着）

エ 提出書類及び部数

- |      |        |               |       |
|------|--------|---------------|-------|
| i)   | 様式 2-1 | 参加表明書         | 1 部   |
| ii)  | 様式 2-2 | 設計事務所の同種業務実績書 | 1 部   |
| iii) | 様式 2-3 | 管理技術者の主要業務実績等 | 1 部   |
| iv)  | 様式 2-4 | 主任技術者の主要業務実績等 | 各 1 部 |

オ 作成方法

提出書類作成要領及び様式集による。

(4) 技術提案書等の作成及び手続要領

① 作成及び提案にあたっての基本的条件

資格適合者は、基本構想及び添付資料の内容に基づき、総合的に検討し提案すること。

② 技術提案書等の提出

ア 提出期間

技術提案書等の提出要請を通知した日から令和 6 年 9 月 12 日（木）午後 5 時 00 分まで（必着）

イ 提出先

上記 2(3)の本プロポーザルの事務局

ウ 提出方法

上記 7(3)の「② 参加表明書等の提出 ウ 提出方法」に同じ。

エ 提出書類及び部数

|      |        |                      |      |
|------|--------|----------------------|------|
| i)   | 様式 3-1 | 技術提案書                | 1 部  |
| ii)  | 様式 3-2 | 特定テーマ及び自由テーマに対する技術提案 | 15 部 |
| iii) | 様式 3-3 | 配置図                  | 15 部 |
| iv)  | 様式 3-4 | 平面図                  | 15 部 |
| v)   | 様式 3-5 | パース                  | 15 部 |

オ 作成方法

上記 7(3)の「② 参加表明書等の提出 オ 作成方法」に同じ。

カ その他

本業務の参考見積を 様式 4 参考見積書 に記載し、1 部を提出すること。

**(5) 参加辞退の手続要領**

都合により技術提案書等の提出ができない場合は、指定の様式に基づき以下のとおり作成し、提出すること。

① 提出期間

随時

② 提出先

上記 2(3)の本プロポーザルの事務局

③ 提出方法

上記 7(3)の「② 参加表明書等の提出 ウ 提出方法」に同じ。

④ 提出書類及び部数

様式 5 辞退届 1 部

⑤ 作成方法

上記 7(3)の「② 参加表明書等の提出 オ 作成方法」に同じ。

**(6) 技術提案説明審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施**

① 技術提案説明審査の日時・場所

実施予定日時 令和 6 年 9 月 26 日（木）

※プレゼンテーション及びヒアリングの時間、場所、留意事項等は、参加資格確認により、参加者に対して別途通知する。

② 技術提案説明審査に係る事項

ア 参加者は、参加表明時に提出する建築（総合）主任技術者を必ず出席させることとし、その他に管理技術者又は各主任担当技術者の中から 2 人出席させることができる。

イ プレゼンテーションは、提出した技術提案書等のみを使用することとし、提出した技術提案書等以外の資料を使用した場合は、失格とする。

ウ プレゼンテーションは 20 分程度とし、この際、提案価格を公表してはならない（ヒアリングにおいても同様とする）。



- エ プロジェクターを使用して、技術提案書等の拡大映像で説明することも可能とする。拡大映像で説明する際のパソコン、プロジェクター及びスクリーンは、事務局で用意するが、機材の不具合、故障等が生じても事務局は一切の責任を負わない。
- オ 参加者が各自でパソコン及びプロジェクターを用意することは認めるが、機器の設置、接続等は、説明時間に含むものとする。
- カ 審査会は、プレゼンテーション後に続けて、20 分程度のヒアリングを実施する。

## **(7) 審査の結果通知**

### 選定の通知

- ア 選定された最優秀者及び優秀者に対しては、その旨を書面で通知するとし、電話又は電子メールで連絡する。
- イ 最優秀者及び優秀者に選定されなかった参加者に対しては、審査結果の概要を付し、その旨を書面で通知する。
- ウ 審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けないものとする。

## **8 設計業務委託契約**

### **(1) 契約締結の交渉**

審査会が選定した最優秀者と契約条件を協議し、委託業務の共通仕様書及び特記仕様書を確定したうえで、随意契約によって業務委託契約の締結交渉を行う。ただし、最優秀者との契約が不調となった場合には、優秀者と契約締結交渉を行う。

### **(2) 提案内容の取扱い**

本プロポーザルにおける技術提案は、設計者を選定するために、その取組方法等について提案を求めるものであり、設計業務の具体的な内容や成果品の一部を求めるものではない。具体的な設計作業は、契約後に技術提案書等に記載された実施方針、取組方法等を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて協議のうえ開始するものとする。

### **(3) 契約書作成の要否**

要

### **(4) 契約保証金**

免除

## **9 その他**

### **(1) 使用言語等について**

本プロポーザルにおいて使用する言語は日本語（名義に関する部分を除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。また、過去の業務の実績については、日本国内の実績に限る。

### **(2) 費用負担について**

本プロポーザルに係る書類の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーション及びヒアリングに係る費用は、全て参加者の負担とする。

### **(3) 提出書類の取扱いについて**

- ① 提出された参加表明書等及び技術提案書等に関し、事務局から問い合わせ又は資料等の追加提出を求める場合がある。
- ② 提出された書類は、審査に必要な範囲において複製、記録、保存等を行うことがある。
- ③ 提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。
- ④ 参加表明書、技術提案書等に記載した配置予定の技術者は、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することができない。
- ⑤ 追加提出資料等を含め、提出書類は原則として返却しない。
- ⑥ 提出の際に発生した汚損・破損等については、本町は一切の責任を負わない。
- ⑦ 提出された書類の著作権は、当該書類を提出した参加者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表等及び本町が必要と認める場合には、提出書類等を無償で使用できることとする。

**(4) 不服申立てについて**

審査結果の不服申立ては、受け付けない。

**(5) 受託者に係る制限事項について**

- ① 本業務受託者が建設業等と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する建設業等の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことはできない。
- ② 提出書類に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置を行うことがある。
- ③ 技術提案書等の作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することができない。

**(6) 情報の公開**

審査結果に関する以下の事項を本町のホームページで公表するものとする。

- ① 最優秀者の会社名
- ② 契約締結者の契約額